

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### ● 医療費通知を全受診者へ送付しています ●

広域連合では、被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付します。

これは、医療機関の窓口でお支払いいただいた自己負担分を除いた医療費は、後期高齢者医療制度から支払われていることを具体的に理解していただくとともに、健康管理の重要性を意識していただくことで、医療費の適正化、ひいては被保険者の皆様の負担軽減を図ることを目的としています。

#### ◆医療費通知の活用例

医療費の推移が把握でき、ご自身の健康状況の把握や健康管理に活用できます。健康診査など、皆様の健康増進に役立つ情報をお知らせします。診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

#### 【イメージ図】

受診年月	診療を受けた 医療機関名称等	診療区分	日数	医療費の 総額	自己 負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和3年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
令和3年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
令和3年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
合計				230,000	23,000		11,490	5,400

#### ◆医療費控除の申告について

このお知らせは、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

#### ◆発送月・対象診療月

発送月	診療月
令和4年1月(月上旬)	令和3年1月～9月
令和4年2月(下旬)	令和3年10月～12月

#### ◆注意事項

医療機関等の請求遅れや、請求内容を審査中のものなど、一部の受診記録が記載されていない場合があります。自己負担額は、医療費助成等を受けている場合など、記載されている金額と実際にご自身が負担された金額が異なる場合があります。

このお知らせは、皆様の受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、特に手続きなど行っていただく必要はありません。

#### ■お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合  
もしくは 住民課 戸籍保険グループ

☎011-290-5601

## 交通|事|故

### に注意しましょう!!

11月中、渡島・檜山管内では立て続けに**4件の夜間歩行者被害の交通死亡事故**が発生しています。

冬は交通事故が増加する傾向がありますので、歩行者、ドライバーともに次のことに注意しましょう!

#### ◎歩行者被害の交通事故防止

- 運転中の脇見厳禁
- ハイビームの活用
- 歩行時の明るい服装
- 夜間歩行時の反射材着用

#### ◎スピードダウン

- 制限速度の厳守
- 無理な追い越し・煽り運転をしない

#### ◎飲酒運転の根絶

- しらない、させない、許さない
- 二日酔い運転の厳禁

#### ◎スリップ事故防止

- 路面状況に合わせた運転を
- ◎全席シートベルト着用徹底
- シートベルトは最後の命綱、全席シートベルトの着用を

12月

町・道民税 第4期分  
国民健康保険税 第6期分

の納期の月です。  
納期限内納付を!

納税には、確実に  
便利な口座振替を!  
財政課税務グループ